

## 清瀬市「提案募集型」ネーミングライツ・スポンサー募集要項

### 1. 募集目的

清瀬市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、市の自主財源確保を目的に「提案募集型」によるネーミングライツ・スポンサーを募集します。

### 2. 募集対象施設等

#### (1) 対象施設等

市が所有する施設（施設の一部も可）、備品類、イベント等を対象とします。

#### (2) 対象外施設等

名称の設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付けることが適当でないと判断するものは対象外とします。（例：市役所庁舎や学校等）

### 3. 契約期間

#### (1) 市有施設等

原則として3年以上とします。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理期間を考慮して協議の上決定します。

#### (2) イベント等

契約締結日からイベント等が終了する日までとします。ネーミングライツの開始時期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議の上、決定します。

### 4. ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

### 5. 市とネーミングライツ・スポンサーの費用負担区分

ネーミングライツ・スポンサーはネーミングライツ料とは別に以下の費用を負担していただきます。

区分	市	ネーミングライツ・スポンサー
施設内外における看板等の新設・表示変更		○
契約期間終了後または解除後の原状回復		○
設置した看板等を起因とした第三者への損害賠償		○
屋外広告物許可等の申請に係る費用（手数料含）		○
市ホームページ等の表示変更	○	

## 6. 応募資格

ネーミングライツ・スポンサーの募集に応募できる者は、法人格を有する団体に限るものとします。ただし、次に掲げる事項に該当することが要件です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 応募書類提出時点で、市の一般競争入札参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び（法人税、消費税）又は地方税（法人事業税）を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きの開始の申立をしていないこと。
- (5) 応募書類に虚偽の記載がないこと。
- (6) 清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱に関する特約第2条第3号から第5号までの規定に該当する者でないこと。

## 7. 命名条件

ネーミングライツ・スポンサーは、当該施設等に企業名や商品名等を含めた愛称を付けることができます。

- (1) 電話番号や住所などを付けることはできません。
- (2) 施設等の正式名称について変更を行うものではありません。また、契約期間内の愛称の変更は原則できません。
- (3) 公共施設等であるため、市民に親しまれ、施設の設置目的にふさわしい愛称としていただき、次に定める事項に該当するものは命名することはできません。
  - ア 公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - イ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
  - ウ 政治活動、選挙活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に関するもの
  - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
  - オ 清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱に関する特約第2条第3号から第5号までの規定に該当する者
  - カ 消費者金融、債権回収等に関するもの
  - キ 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
  - ク その他愛称として適当でないと市長が認めるもの

## 8. 導入までの流れ

- (1) 提案の募集
- (2) 提案書の提出

(3) 提案に対する可否の検討

※提案施設等が対象外であるなど、条件等が折り合わず、公募を見送る場合があります。

(4) 募集条件の検討・決定

※必要に応じて提案のあった法人へのヒアリング、意見交換を行います。

(5) 公募

(6) 申込書の提出

(7) 選定委員会の開催

(8) ネーミングライツ・スポンサー及び愛称の決定

(9) 契約の締結

(10) 施設の表示等の変更

(11) 愛称の使用開始

9. 応募期間

随時、受け付けます。

10. 応募方法・提出書類

次の書類を作成し、郵送又は持参で企画部企画課企画調整担当までご提出ください。なお、提出された書類は返却しません。また、清瀬市情報公開条例の対象となります。

清瀬市ネーミングライツ事業提案書（別記様式1）

11. 提案内容の検討

提案書の提出のあった施設等における導入の是非について、施設等担当部署と調整を行います。導入が適当と判断した場合は、募集条件を決定し、公募による選定手続きに移行します。

12. 選定手続き

当該施設等について、競合する提案の有無を確認するため、命名条件、契約期間、ネーミングライツ料及びその他ネーミングライツ事業に必要な事項について定めた募集要項を作成し、公募を行います。

13. 審査

清瀬市ネーミングライツ事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、市が設置する選定委員会において、応募金額、愛称案、応募者の業務内容、健全性等について厳正、公平かつ総合的に審査し、ネーミングライツ・スポンサーの優先交渉権者の順位を決定します。なお、応募者が1者のみの場合も、スポンサーとして相応しいかどうかを審査することとします。

#### 14. 契約の締結

市は、優先交渉権者の上位の者から協議を行い、協議が整った時点で、協議が整った者と清瀬市ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定により、契約を締結することとします。

なお、同要綱第6条第2項の規定により、全ての申込者にネーミングライツの付与の可否の決定を通知することとします。

#### 【提出・問い合わせ先】

〒204-8511 清瀬市中里 5-842

清瀬市 経営政策部 未来創造課 イノベーション推進係

電話 042-492-5111